

令和 6 年 11 月 5 日

物流・自動車局保障制度参事官室

居宅介護事業所・重度訪問介護事業所の人材確保を支援 ～「介護者なき後」の不安解消を目指し、補助事業の二次公募開始～

国土交通省は、令和 6 年 11 月 5 日(火)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる介護人材確保に係る経費の支援を行う補助事業の二次公募を開始します。

1. 本補助事業の概要

① 補助対象事業者の要件

居宅介護事業者又は重度訪問介護事業者であって、令和 6 年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者が利用している、又は利用する具体的な見込みがあること 等

② 補助上限額及び対象経費

開設年度 : 上限 300 万円

人材雇用費、求人情報発信費、研修等経費

開設次年度以降 : 上限 200 万円

賃金改善費、求人情報発信費、研修等経費

③ 補助対象期間

令和 6 年 4 月 1 日(月) ～ 令和 7 年 3 月 31 日(月)

この他、**別紙 1** をご参照ください

2. 公募期間

令和 6 年 11 月 5 日(火) ～ 令和 7 年 1 月 24 日(金)

3. 申請方法

以下専用サイトからご応募ください。

<https://jidousyajiko-sien.jp>

4. 問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(在宅療養環境整備事業)

電話 : 080-7052-5403

メールアドレス : koutsujiko-sien ! koutsujiko-mlit.jp (! を @ に置き換えて下さい)

5. 令和 6 年度の補助対象事業所 (一次公募)

別紙 2 のとおり

■問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 高島、福田

電話 : 03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)